

国際機構法（柴田）授業計画（最終）

2006 年 7 月 3 日

7 月 3 日（月）

テーマ 8：国際機構の責任：南極条約事務局は国際責任を負うか

必読文献：植木俊哉「国際組織の国際違法行為と国際責任」国際法外交雑誌 90 巻 4 号(1991 年)、48-82 頁。(5/22 授業時に配布)

参考文献：黒神直純「国際機構の内部的責任について」国際法外交雑誌 101 巻 2 号(2002 年)、77-100 頁。

参考文献：佐藤哲夫『国際組織法』第 8 章

7 月 10 日（月）

テーマ 9：国際機構の活動：地球環境保護に関する国際機構の展開

必読文献：西村智朗「環境保全に関する国際制度」家正治編『講義国際組織入門』274-284 頁（7/3 授業時配布）。

参考資料：Declaration of the United Nations Conference on the Human Environment (1972) and UNGA Resolution 2997 (XXVII)(1972)（7/3 授業時に配布）。

7 月 12 日（水）3 限（補講）

テーマ 10：環境分野における組織的実体の展開：「自立的組織取極」論

必読文献：柴田明穂「締約国会議における国際法定立活動」世界法年報第 25 号(2006 年)（7/3 授業時に配布）。

参考文献：R. Churchill and G. Ulfstein, "Autonomous Institutional Arrangements in Multilateral Environmental Agreements," 94 AJIL (2000).

7 月 24 日（月）1 限（時間前より開始可）期末試験

留意事項：

1. 全て持ち込み可。（授業で配布した資料・文献及び条約集は手元にあることを前提に試験問題を出します。）
2. 具体的な事実・課題に法（理論）を適用して回答していただく問題を出します。関連する国際機構法及び法理論を事前に整理して簡潔に提示できるように準備されることを奨励します。
3. 採点基準は、(1) 回答の論理的展開力(50%)、(2) 具体的事案に適切に法（理論）を適用する力（30%）、(3) 関連する法、判例、学説等の知識(20%)です。